

新潟市教育委員会 令和5年6月 定例会会議録

日 時	令和5年6月 23 日(金) 午後3時 30 分		
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1		
教育長	井 崎 規 之		
出席委員 (8名)	大 宮 一 真	出席委員	畠 山 典 子
	五十嵐 悠 介		石 坂 学
	齋 藤 昭 彦		神 林 むつみ
	乙 川 千 香	欠席委員	
	中津川 英 子		
会議出席 教育委員会 事務局職員 (6名)	職・氏 名	職・氏 名	
	教 育 次 長 池 田 浩		
	教 育 次 長 本 間 金 一 郎		
	教 育 総 務 課 長 渡 辺 和 則		
	学 校 人 事 課 長 丸 山 明 生		
	学 校 支 援 課 長 三 條 貴 之		
	教 育 総 務 課 補 佐 相 崎 敦 子		
他部署 出席者(1名)	歴史文化課長 萬歳 真紀		

開会	時 刻	午後3時30分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (1件)	議案第8号	博物館の登録等に関する規則の一部改正について
報告 (5件)	コミュニティ・スクール講座の実施について	
	新潟市立小中学校児童生徒数・学級数推計について	
	学校適正配置の状況と今後の取組について	
	令和6年度使用教科用図書調査員の委嘱について	
	令和6年度新潟市立学校教員採用選考検査出願状況について	

第1 開会宣言

○教育長

午後3時30分 開会を宣言する。

これより、6月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することで決定いたします。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条の規定により、会議録署名委員に齋藤委員及び乙川委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

次に、日程第2「付議事件」に入ります。

はじめに、議案第8号「博物館の登録等に関する規則の一部改正について」、歴史文化課から説明をお願いいたします。

○歴史文化課長

歴史文化課です。よろしくお願ひいたします。

議案第8号「博物館の登録等に関する規則の一部改正について」をご説明いたします。まず、付議1ページをご覧ください。議案第8号「博物館の登録等に関する規則の一部改正について」ですが、このたび、4月1日付で博物館法が改正となりました。

法律の主な改正の内容ですが、例えば、博物館の定義、今まで公立博物館は地方公共団体に限られておりましたけれども、この4月1日から、地方公共団体にプラスして地方の独立行政法人が設立する博物館も公立博物館と呼ばれることになりました。それから、昨今のデジタル化の推進を受けて、博物館が行う事業の中に電磁的記録の作成や公開といったものが追加されております。その他、いくつか改正がなされたものです。

これを受けて、当市で所管しております規則も一部改正をさせていただきたいと思っております。

改正する内容です。付議2ページをおめくりください。第1条、趣旨、第2条、登録原簿、第3条、登録の申請、第4条、審査の方法、第5条、登録事項等の変更、それから第7条、公示。付議3ページに移りまして、こちらは様式になりますが、別記様式第2号のもの、それから別記様式第3号、別記様式第4号です。こちらは、博物館法が改正になったことで条文にずれが生じております。いわゆる条ずれが生じましたので、博物館法を引用している箇所の条ずれを改めるものです。

付議2ページにお戻りください。第4条、審査の方法についてです。こちらは、引用する博物館法の第13条第3項ですが、「都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」という条項が新たに追加されま

した。当市の規則には、従前よりこれに相当する文言が記載されていたところですが、このたびの改正を受けまして、法律に規定されたということですので、市の規則からは削除してもよろしいのではないかと考え、重複する規則の内容を削除させていただきたいと思います。

それから、第7条、公示です。今までの規則は、「次の各号のいずれかに該当するときは、その都度公示しなければならない」という規則の条文でした。このたび、上位の博物館法が改正されまして、改正内容ですけれども、「公示については、博物館の登録、登録事項の変更、それから取り消し、抹消した際には、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」という条文が新たに設けられました。それを受けまして、本市の規則、「公示しなければならない」という条文を、同じく、「インターネットの利用その他の方法により公表するものとする」というように改めさせていただきたいと思います。

それから、最後、第8条です。今回の法改正によりまして、登録手続きの際の審査基準等を新たに設けることになりましたので、実施細目という項目を追加させていただきたいと思います。

なお、施行期日は令和5年7月1日と考えております。

議案第8号の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明で、ご質問やご意見のある方はご発言いただければと思います。

○中津川委員 中津川です。よろしくお願ひします。

改正案の第4条のところ、登録の部分なのですが、今ほどのご説明ですると、法律に重複するところなので今回は入っていないということだったのですが、そうすると、これまでと同じように、登録の審査に関しては、学識経験者または専門機関からの意見の聴取はこれまでどおり行うということで間違いないでしょうか。

○歴史文化課長 そのとおり、今後とも聴くということになります。

○中津川委員 なるほど。専門的知識を有する職員の皆さんのがなさるとか、そういうお話をではないということですか。

○歴史文化課長 学識経験者というのは、少なくとも我々ではありませんので、そういった専門家の意見を聴くことになります。

○中津川委員 では、第三者機関からということで。

○歴史文化課長 そうです。私どものほうで専門家のお付き合いがありますので、そういった方々から個別に意見を聴いて、ふさわしいのかどうかということを検討させていただくことになります。

○中津川委員 今回は 70 年ぶりの登録に関しての改正ということで、門戸を広げるという意味合いがあるそうなのですけれども、実際、新潟市では増えることはありそうでしょうか。

○歴史文化課長 私どもが把握している限りでは、特段、これを機に登録しようとか、また、新たに博物館を造ろうという動きは把握しておりません。

○中津川委員	実際問題、これまで登録していた博物館は、5年間の経過措置ということで、5年後にはまた登録し直さなければならないという事態になるわけですね。その辺の対応は十分でしょうか。
○歴史文化課長	今、その基準をどうすべきなのかというのは、一応、参酌すべき基準というものは文部科学省から示されておりまして、それをもって私どものほうで基準作りの事務的な作業を進めているところです。ちなみに、県教育委員会もその辺の登録基準はまだ発表しておりませんので、足並みをそろえて、今後また協議をして、早いうちにその辺の基準を広報して皆様にお知らせしたいと考えております。
○中津川委員	今後は、登録に関してもいろいろな事務作業ですか、登録された館へのチェックなども隨時行わなければならなくなるということで、作業的にも大変になってくるかと思うのですけれども、よろしくお願ひいたします。
○歴史文化課長	ありがとうございます。
○教育長	ほかにありませんか。
	それでは、議案第8号については承認することでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
	そのように決定いたします。
第3 報告	
○教育長	次に、日程第3「報告」です。はじめに「コミュニティ・スクール講座の実施について」、教育総務課から説明をお願いいたします。
○教育総務課長	それでは、コミュニティ・スクール講座の実施につきまして、ご説明させていただきます。
	報告資料の1ページをご覧ください。まず、はじめになのですが、こちらの当該事業につきましては、教育総務課のほか、地域教育推進課、中央公民館の共同による実施となります。当課よりご説明させていただきます。
	1番目、開催の趣旨・目的です。本市では、コミュニティ・スクールの取組みといたしまして、各学校に保護者、地域住民、学校関係者などによる学校運営協議会を設置し、地域と学校が支え合い、ともに成長し活性化していく「地域とともにある学校」づくりを進めております。令和2年度からモデル実施をしておりまして、昨年度からは市内の全小・中学校等で本格実施したところですが、昨年度は初年度ということもあります。中には協議会での協議が思うように進まなかつたといった声が聞かれました。本市では、コミュニティ・スクールの取組みを継続的・効果的なものとするためには、各関係者の理解向上と、協議会における熟議が必要であると考えております。講座を受講することで、ファシリテーションや熟議を体験し、学校運営協議会の熟度を高めていくこうするものです。
	2番目の開催概要です。各区におきまして、外部講師の方から、「熟議とは? 円滑で活発な話し合いを通じてよりよい合意形成へ」をテーマ

に、事前に動画視聴をしていただきながら、夏季と冬季、年2回の連続講座を開催いたしたいと思っております。以前、定例会におきまして概要をご説明させていただいた際には、4回程度の講座を想定しておりましたが、参加のしやすさなどを考慮いたしまして、まずは2回の講座とさせていただいたところです。可能であれば、夏季、冬季ともにご参加いただきたいと思っておりますが、仮にどちらかしか参加できなかつたとしても、講座の効果が感じられるような内容にしたいと考えております。

なお、対象者におきましては、コミュニティ・スクールの学校運営協議会の委員のほか、委員以外での地域教育コーディネーターや教職員、社会教育施設職員といったしまして、基本的には希望制となっております。当初は、受講の際、学校ごとのグループワークを想定しておりましたが、場合によっては学校により参加人数にばらつきが想定されるということ、あとは、他校の方とグループを組むことで、情報交換の場にもなるのではないかということも考え、今回、基本的には個人単位での受講という形にさせていただいております。

裏面をごらんください。ページの下段にありますように、各区の日程、あと、会場は記載のとおりとなっております。なお、各会場の定員は概ね100名から150名を想定しております。

少し飛びまして、報告5ページ目、6ページ目になります。こちらはカラーのページです。こちらは、当該講座におけるリーフレットになります。より多くの方からご参加いただけるよう、ポイントを絞って、視覚的にも分かりやすいようなご案内をということで、作成させていただきました。

今後は、夏季講座に参加された方々の終わってからのご意見など、受講したご意見などを冬季の講座に生かしていくというようにして、参加者のニーズも踏まえました講座を開催し、今後の学校運営協議会、コミュニティ・スクールの更なる充実につながつていければと考えております。私からの報告は以上となります。

○教育長 ただいまの説明にご質問やご意見がありましたら、ご発言をいただければと思います。

○畠山委員 令和4年度から開始したということで、うまくいかない学校もあったということなのですが、具体的にどのような問題点があったかが分かればお聞きしたいと思います。

それから、参加者は希望制ということですけれども、たくさんの方が希望するといいなと思う中で、例えば、各学校で何名以上とか、ある程度の人数も各学校に必要だと思うのです。必ず各学校の方が参加するということはとても大事なことですし、それが充実につながっていくと思うのです。その辺のところを聞かせていただきたいと思います。

○教育総務課長 はじめに、昨年度での課題なのですけれども、先ほども少しお話しましたが、学校運営協議会の中、それは当然、うまくいっているところもあ

ると思うのですけれども、中には、学校主導の中での会議の運営、進め方というところがあるって、どうしても、これまでの学校運営評議会のイメージといいますか、学校がテーマを出して、学校が司会進行をやり、学校が会を回していくというようなところがあるって、議論が深まらなかつたところがありました。ですので、基本我々としましては、学校運営協議会の委員の方それぞれが主体となっていると思いますので、委員の方々から、より積極的な発言、またそれを踏まえ深まるような議論ということも必要なのではないかと思います。その辺のところでうまく運営しているところもあれば、中には、やはりそういったところもあったと聞いております。そういったところは課題ということで、今回、講座を通してそこが改善できればということで、開催させていただこうと思っております。

二つ目の参加の関係です。そこは我々もとても悩んだといいますか考えたところなのですけれども、やはり、委員の方々それぞれ本職がありまして、開催も、どうしても平日日中の時間帯ということがあります。より多くの方々に参加していただきたい気持ちは山々なのですから、少し難しいところがあるのかなということで、まずは希望制にさせていただいているところです。締め切りが来月頭ということもあります。そこも状況によっては、例えば、まずは、参加者が少ないということがもしかった場合は、学校からまた少しバックしていただくということも想定されますし、あとは、それ以外、委員の方でなくとも参加していただくということも、我々としては期待しているところもあります。例えば、社会教育の関係であり、といったところにも少し声がけをということも考えています。

○畠山委員

やはり、変わったばかりということで、今までの評議委員会のイメージがあると思います。そういう意味からしても、このコミュニティ・スクール講座はとても大事なことです。おっしゃるとおり、ここにある熟議というのでしょうか、委員の皆様からいろいろ問題意識が出て、それで話し合いが深まっていくということがとても大事だと思います。一つ残らずの学校がそういう熟議ができるような方向で、あとで声がけとかおっしゃいましたけれども、そのような方向でやっていかれるということを大事にしていただきたいと思います。

○教育総務課長

ありがとうございます。

○石坂委員

このような研修会を行うことはとても大事なことだと思うのですけれども、このステップから次のステップというのはどのようにお考えなのか。つまり、今、熟議のための方法的なところを今、耕していらっしゃるようにお見受けします。この次は、やはり、内容に入っていくかなければいけないと思うのです。そこを深めていくために、何か、冬季の研修で工夫されることとか、そのようなことで今、構想がありましたらお聞かせください。

○教育総務課長

こちらの報告1ページ目のところに、本当に簡単ではありますが、講座内容のところで、まず、夏季につきましては、熟議やファシリテーションの講座、体験を通して、コミュニティ・スクール運営のイメージをつかんでい

ただくということです。冬季につきましては、ケーススタディということで、より具体的な課題といいますか、テーマを設けまして、どうやつたらゴー
ルに近づいていくかというところをまた体験していただくということができ
ればと考えております。ただ、やはり、夏季の講座を通して、先ほど申し
上げましたが、例えば、冬季のこのスタイルがいいのか、それとも、夏季
の講座を受けた方々のご意見を踏まえて、また別のことを考えられるか
もしれませんので、そこはご意見を踏まえながら中身を詰めていければ
と考えております。

○石坂委員

熟議まで行くためには、やはり、内容がしっかりとしてこないとだめだと思
うので、内容を充実させるための何か取組みというものが、もしかすると
必要なのかもしれないなと思っています。

それから、研修会という形で、今、おやりになりますけれども、このコミュニ
ティ・スクール構想が回っていくためには、それを全市で推進するた
めの体制、学校パートナーシップ事業では協議員が決まっていて、こう
いう 10 人の方々が推進されているような構図になっていますけれども、
やはり、こういうような体制を整備して、全市的にこういう方向で行くのだ
ということを明らかにしながら描く方が、自分の学校の特殊性を生かしな
がら育っていく、実施をしていくような体制を作っていくことが、それに加
えて必要なではないかと。そして、研修をしてその方向を深める。さら
に希望すれば、その運営協議会の核になる人を、育てないと、学校が
主導していくことが抜けられないと思うのです。ですので、核になる方、
これは学校外の方が望ましいと思うのですけれども、この方を育てるよう
な何かしらの取組みをしていくことも、併せてお願ひしないといけないか
なと思っています。いろいろな取組みを重ねる中で、コミュニティ・スクー
ル構想というものが軌道に乗っていくのだろうと思います。

新潟市の場合は、本当に地域と学校パートナーシップ事業が各校に
行き渡っていますので、私は、その地盤はとても育っていると思います。
ぜひ、市で応援しながら、いい形でまとめていっていただければ感じ
ています。よろしくお願ひします。

○五十嵐委員

よろしくお願ひします。

これは本当に素晴らしい内容で、こうやって理解を深めていくというの
は大事だと思うのですけれども、各学校にどのように周知されています
か。

○教育総務課長

学校からは、募集をかけたあとに学校運営協議会が開かれればいい
のですけれども、けっこうこの時期、ちょうど合間のところがありますの
で、各学校から委員の方に連絡便であったり、あとは、子どもを通して文
書を送っていただきたりといった形で連絡をしているところです。

○五十嵐委員

分かりました。何か届いていない方がけっこう多いようにも聞いていま
すので、その辺り、どのように考えるか、あるいは冬に向けて検討いた
ければと思っております。

- 教育総務課長 今のご発言を受けまして、夏季につきましてもそこを漏れがないように、締め切りはありますけれども、また改めて漏れがないような形で何か工夫ができないか、確認させていただければと思っております。
- 乙川委員 円滑に会議を進めていく、運営していくための講座が開催されるということで、とても意義のあることだと思います。ただ、希望制ということで、この講座に参加された方、参加されていない方、それぞれの意識の差が出てくると思うのです。いい講義を受けても、熟議が必要だとかそういう内容が、年4回ほどの学校運営協議会の中、またはほかの機会で、参加されなかつた委員にアウトプットするような機会を設けるのかが少し気になりました。どのようなお考えでしょうか。
- 教育総務課長 今、委員からご指摘のあったようなことにつきましては、今年度、この制度設計をする中でもいろいろとご意見がありました。どうしても、意欲のあるといいますか、意識が高い方だけしか出ないのではないかというところは確かにあります。それもあって畠山委員のようなご発言もあったのかもしれませんけれども、我々としては、今回は希望制ということにさせていただいております。
- それで、参加されなかつた方に対して、これもまだどうするかというのは決めているわけではないのですけれども、例えば、会議の様子をまた改めて別の形で、何かの機会に、来られなかつた委員の方に、それこそユーチューブなのか分かりませんけれども、そういうところで共有をするとかということも一つの方法かもしれません。とはいえ、やはり、委員の方々のご都合等いろいろとありますので、そういったところも踏まえながら、何かいい方法がないかということは引き続き検討できればと思っております。
- 教育長 ほかにありませんか。
- よろしいでしょうか。それでは、次の報告にまいります。「新潟市立小中学校児童生徒数・学級数推計について」、教育総務課から引き続きお願ひいたします。
- 教育総務課長 それでは、新潟市立小中学校児童生徒・学級数推計につきましてご報告させていただきます。
- 報告の7ページをご覧ください。1番目、児童数・生徒数・学級数推計についてです。令和5年度の市立小中学校の児童生徒数ですが、令和4年度と比較しますと、小学生は745人、中学生は191人の減少となっています。住民登録上の実数値をもとに算出した6年後、令和11年度になりますが、その推計では、小学生は5,240人、中学生が468人の減少を見込んでおります。特に、小学校につきましては、約15パーセントの減少となっており、近年の少子化の影響が強く出ているのではないかと考えております。
- 次に、2番目、行政区別児童生徒数推計についてです。こちらのグラフは、令和11年度までの行政区別の児童・生徒数推移を表したもので

すが、中央区、西区、東区が同じような動きをしておりまして、その他の区におきましても、江南区以外は同様の減少傾向と見て取れます。

次に裏面をご覧ください。3、小規模校・大規模校の推移です。この表は、令和5年度と令和11年度の小中学校における小規模校、大規模校を一覧にしたもので。はじめに、適正規模についてですが、本市におきましては、多様な考え方につれ、コミュニケーションを通した学びにより資質・能力を育むことが望ましいと考え、小学校では12学級から24学級、中学校では9学級から18学級を適正規模として考えております。

小学校におきましては、大規模校が令和5年度3校に対しまして、令和11年度には2校となります。うち、鳥屋野小学校は減少いたしますが、上所小学校が宅地造成等の影響によりまして増加する見込みとなっております。次に、小規模校の状況ですが、令和5年度は30校ですが、令和11年度は35校に増加する見込みであり、中でも、網掛けになっております複式学級を編成する学校につきましては、今年度5校であったものが令和11年度には10校に増加する見込みとなっております。小規模校につきましては、多くの学校で全体の減少幅、先ほど15パーセントと言いましたが、こちらを大きく上回る児童数の減少が見込まれておりますし、緊急性が高いものというように我々としては認識しております。

中学校につきましては、全体の傾向としましては生徒数が小学校ほど減少しないということもありまして、大規模校、小規模校ともに記載の校数となる見込みです。

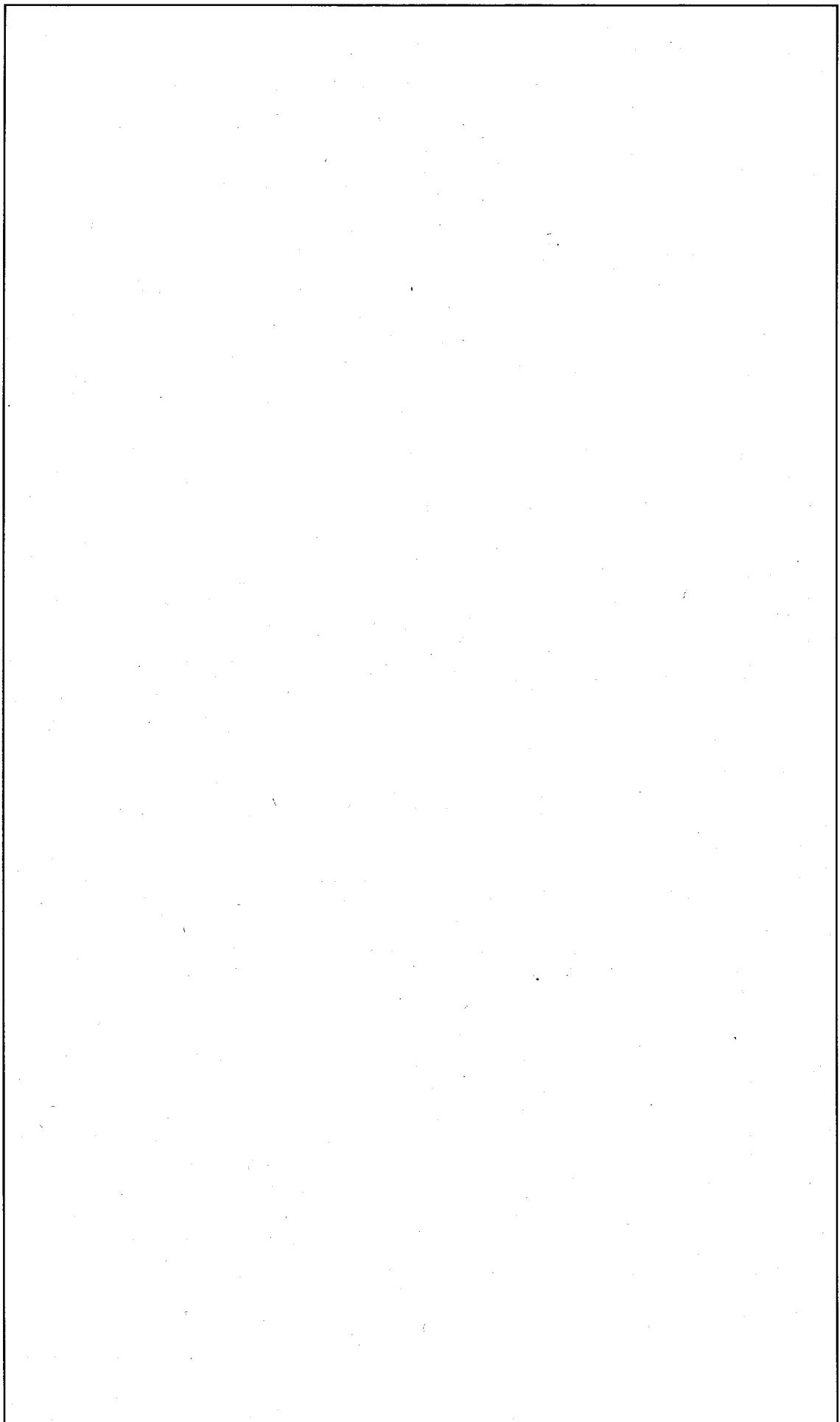
次に、9ページから11ページまでは、各小中学校の児童生徒数と学級数の推計値を、行政区順に一覧とした資料となっております。今ほどご説明いたしました大規模校、小規模校以外におきましても、現在、適正規模であっても今後の6年間で急速に児童数が減少する学校もあることから、そういったところにつきましても、今後、注視していく必要があるというように考えております。

12ページ、13ページ、こちらのA3の資料ですが、こちらは令和5年度と令和11年度における各小中学校を学級数別に並べた一覧となっております。緑色の網掛け部分がいわゆる適正規模となっており、その上と下の白枠部分が大規模校、小規模校となり、現状と6年後の比較を見える化した資料となっております。

教育委員会におきましては、この急激な児童数の減少に伴いまして、複式学級となっている学校及び今後複式学級が見込まれる学校を中心に、学校のあり方につきまして、保護者の皆様、地域の皆様と協議を行っているところです。

説明は以上となります。これらの資料につきましては、今後、学校別の内訳も含めまして、市のホームページで公表する予定となっております。

	説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。
○教育長	ただいまの説明にご質問やご意見がありましたら、ご発言をいただければと思います。
○神林委員	報告の 12 ページなのですが、越前小学校と新飯田小学校が同じ 63 人なのに、学級数が6と5というのは複式になりますよね。どのように分かれているのですか。
○教育総務課長	全体の児童数と学級数だとしても、少し違いが出てくるというはあるのですけれども、たとえ全体が多くても、ある学級が少ない場合、その学級と連続する学級が複式になる場合もあります。
○神林委員	連続する学級だけなのですね。
○教育総務課長	そうです。ですので、全体の児童数と学級数がリンクしていない部分が中にはあります。
○神林委員	分かりました。例えば、6年生と2年生が少なければ、一緒にならぬいということなのですね。
○教育総務課長	はい、ならないです。
○神林委員	分かりました。
○教育長	よろしいでしょうか。 ほかにありませんか。
	それでは、次の案件にまいりたいと思います。次に、「学校適正配置の状況と今後の取組について」は、校名がいまだ公表する段階ではないことなどから、非公開とさせていただきたいと思いますし、その次の報告の「令和6年度使用教科用図書調査員の委嘱について」も、個人情報を含む案件であることから非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
	それでは、公開案件の終了後に非公開案件として再開いたします。
第4 次回日程	
○教育長	続きまして、日程第4「次回日程」について、教育総務課から説明をお願いいたします。
○教育総務課長	7月の定例会につきましては、7月 25 日火曜日、時間は午後3時 30 分からを予定しております。よろしくお願ひいたします。
第5 公開終了	
○教育長	以上で、公開案件を終了いたします。 これより、定例会を非公開といたしますので、ここで傍聴の方、報道の方についてはご退席をお願いいたします。
第6 定例会(非公開) 報告	
○教育長	これより、定例会を再開し、報告に入ります。 はじめに、「学校適正配置の状況と今後の取組について」、教育総務課から説明をお願いいたします。
○教育総務課長	(学校適正配置の状況と今後の取組について説明)



○教育長

○畠山委員

○教育総務課長

○畠山委員

○齋藤委員

○教育総務課長

○齋藤委員

○教育総務課長

○齋藤委員

○教育総務課長

○齋藤委員

○教育総務課長

○齋藤委員

○教育総務課長

○齋藤委員

○教育総務課長

○齋藤委員

○教育長

○教育総務課長

○教育長

○齋藤委員

○教育長

○齋藤委員

○乙川委員

○教育総務課長

○乙川委員

○教育総務課長

○五十嵐委員

○教育長

それでは、次の報告にまいります。「令和6年度使用教科用図書調査員の委嘱について」、学校支援課から説明をお願いいたします。

○学校支援課長

(令和6年度使用教科用図書調査員の委嘱について説明)

○教育長

○教育長

それでは、次に、令和6年度新潟市立学校教員採用選考検査出願状況について、学校人事課から説明をお願いいたします。

○学校人事課長

(令和6年度新潟市立学校教員採用選考検査出願状況について説明)

○教育長

○石坂委員

○学校人事課長

○石坂委員

○学校人事課長

○石坂委員

○学校人事課長

○畠山委員

○学校人事課長

○畠山委員

○教育長

第7 定例会閉会

○教育長

それでは、以上ですべての案件が終了しましたので、これで定例会を閉会いたします。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

乙川 千香

署名委員

齋藤 昭彦